

富士河口湖町インターネット公有財産売却ガイドライン

第1章 参加条件等

1. 公有財産売却の参加条件

次の各号のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」といいます。）第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる方

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 日本語を完全に理解できない方
- (3) 富士河口湖町が定める本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約等の内容を承諾せず、順守できない方
- (4) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合において、これらの資格などを有していない方
- (5) 18 歳未満の方
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

2. 公有財産売却の参加における注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び富士河口湖町財務規則（平成 15 年富士河口湖町規則第 36 号）等の規定により富士河口湖町が執行する一般競争入札及びせり売り（以下「入札」といいます。）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当するとみなされ、一定期間富士河口湖町の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、売却区分ごとに富士河口湖町が定めた入札保証金を事前に納付する必要があります。ただし、富士河口湖町が入札保証金の納付を免除した場合を除きます。なお、入札保証金は落札者決定後に返還されます。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面、富士河口湖町において閲覧に供されている入札の公告及び関係帳簿等により当該物件の調査を十分に行い、必要に応じて、現地説明会等において購入希望の財産を確認したうえで、入札に参加してください。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを利用しています。公有財産売却に参加を希望する方は、次のとおり売却システムの画面上で参加申込み等の一連の手続きを行ってください。

① 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

② 参加申込み（本申込み）

仮申込みを行った後、次の書類を作成し、富士河口湖町に提出してください。様式は富士河口湖町ホームページからダウンロードできます。なお、自動車以外の動産の売却の場合は、本申込みを不要とする場合があります。

【必要書類】

- ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書
- ・ 誓約書
- ・ 住民票抄本（法人の場合は登記事項証明書） 又は 印鑑登録証明書
（いずれも3カ月以内に発行されたものに限ります。）

※入札者が個人であり、売却財産が予定価格50万円以下の自動車又は物品である場合は、「住民票抄本」又は「印鑑登録証明書」を次の書類に代えることができます。ただし、落札者に決定した場合は、契約締結時に印鑑登録証明書の提出が必要になります。

【代替書類】 公的機関発行の現住所及び氏名が確認できる書類の写し
（運転免許証、健康保険証、パスポート等のコピー）

※公有財産売却の各物件について、利用可能な入札保証金の納付方法をご確認のうえ、複数の方法が提示されている場合は、申込書の入札保証金納付方法欄において、ご希望の納付方法を選択してください。

※複数物件の申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類の証明書等は1通で構いません。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること又は公有財産売却の全体が中止になることがありますので、事前にご承知おきください。
- (7) 書類取得及び郵送等に必要な負担は申込者の負担となります。

3. 売却財産が不動産である場合の注意事項

- (1) 公有財産が不動産の場合、原則として物件に関する調査、土壌調査及びアスベスト調査等は行っておりません。また、開発行為及び建物の建築等に当たっては、都市計画法、建築基準法その他法令等により、当該行為に対する規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が、住民登録や法人登記簿謄本の内容と異なる場合は、所有権移転等の権利移転登記を行うことができませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 富士河口湖町が、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は富士河口湖町になります。

(2) 公有財産売却に参加される方は、以下の全てに同意するものとします。

- ① 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住所、氏名等（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- ② 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログイン ID に登録されているメールアドレス（以下「登録アドレス」といいます。）を富士河口湖町に開示され、富士河口湖町がこれらの情報を富士河口湖町の規程に基づき一定期間保管すること。

※富士河口湖町から公有財産売却参加者の登録アドレス宛に公有財産売却に関するお知らせ等を送信することがあります。

- ③ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号（以下「会員識別番号」といいます。）を売却システム上において一定期間公開すること。
- ④ 富士河口湖町が収集した個人情報を施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認又は同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のために利用すること。（施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合を含みます。）

5. 共同入札について

(1) 共同入札とは、一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することをいいます。

(2) 共同入札にあたっては、次の事項にご注意ください。

- ① 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決めていただきます。公有財産売却の参加申込み手続き及び入札手続き（以下「参加申込み手続き等」といいます。）を行うことができるのは、当該代表者のみになりますので、参加申込み手続き等については、代表者のログイン ID で行うことになります。手続きの詳細については、第 2 章以降をご確認ください。
- ② 共同入札する場合は、共同入札者全員の「住民票抄本」又は「印鑑登録証明書」（単独による入札と同様に代替可能）を添えて、共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した「申込書」及び「誓約書」を入札開始 2 開庁日前までに富士河口湖町に提出することが必要です。なお、申込書は富士河口湖町のホームページより印刷することができます。
- ③ 申込書に記載された内容が、共同入札者の住民票抄本、印鑑登録証明書又は登記事項証明書の内容と異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができませんのでご注意ください。

第2章 参加申込み及び入札保証金の納付

入札を行うには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要となり、参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でなければ入札を行うことができません。

1. 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録されている住所、氏名等（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

※ 法人で公有財産売却の参加申込みを行う場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

※ 共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申込みを行ってください。また、共同入札者全員の「住民票抄本、印鑑登録証明書又は法人登記事項証明書」及び「共同入札者全員が連署した申込書及び誓約書」を入札開始2開庁日前までに富士河口湖町に提出する必要があります。原則として、期限までに提出が確認できない場合は、入札を行うことができませんのでご注意ください。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

施行令第167条の7で定められている入札にあたり納付しなければならない金員をいいます。入札保証金は、富士河口湖町が売却区分（売却財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要となります。なお、納付方法は、①クレジットカードによる納付、②銀行振込による納付の2種類です。売却区分ごとに利用できる納付方法が指定されておりますので、売却システムの物件詳細画面においてご確認ください。（売却区分ごとに、納付方法が1種類で指定されている場合と、納付方法を入札者が選択できる場合があります。）

※入札保証金には利息を付しません。

※原則として、入札開始の2開庁日前までに富士河口湖町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができませんのでご注意ください。

① クレジットカードによる納付

クレジットカードにより入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より参加仮申込み（以下「仮申込み」といいます。）を行い、画面上の案内に従い手続きを行ったうえ、クレジットカード払いにより入札保証金を納付してください。なお、クレジットカードにより入札保証金を納付する参加申込者は、次の事項について承諾するものとし、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでの間はその承諾を取り消すことはできないものとしします。

(ア) 紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSB ペイメントサービス株式会社に委託すること

(イ) 紀尾井町戦略研究所株式会社が、入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加申込者の個人情報をSB ペイメントサービス株式会社に開示すること

仮申込みを行った後、富士河口湖町のホームページより申込書等を印刷し、必要事項を記入・押印し、必要書類を添付のうえ、富士河口湖町に提出してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効です。）

※申込書の入札保証金納付方法欄は「クレジットカード」を選択してください。

※VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。ただし、一部のクレジットカードで利用できないクレジットカードがありますのでご承知おきください。

※法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

② 銀行振込による納付

銀行振込で入札保証金を納付する場合は、売却システムの物件詳細画面より参加仮申込みを行ってください。仮申込みを行った後、富士河口湖町のホームページより申込書等を印刷し、必要事項を記載・押印し、必要書類を添付のうえ、富士河口湖町に提出してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効です。）振込先口座については、仮申込みを行った後、申込者へ送信される仮申込み完了メールにてお知らせします。

※銀行振込の振込手数料は参加申込者の負担となります。

※銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、富士河口湖町が納付を確

認できるまで3開庁日程度時間を要することがありますので、余裕をもって早めの納付をお願いいたします。

※申込書の入札保証金納付方法欄で「銀行振込」を選択してください。

(3) 入札保証金の没収

落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに富士河口湖町の定める契約を締結しない場合は、原則として没収し返還されませんのでご注意ください。

(4) 落札者の契約保証金への充当

落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3章 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでなければ入札を行うことはできません。また、入札は一度限りとし、一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更ができませんのでご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

施行令第167条の4第1項等に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札については、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上の入札のうち最高価格で入札した入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)により落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなします。

① 落札者の告知

落札者の会員識別番号と落札価格は、売却システム上に一定期間公開します。

② 富士河口湖町から落札者への連絡

入札終了後、富士河口湖町から落札者の登録アドレス宛に、落札者として決定した旨の電子メールを送信します。なお、共同入札者が落札者となった場合は、代表者の登録アドレス宛に落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

※ 富士河口湖町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更や、プロバイダの不調等の理由により到着しなかったことにより、落札者による売払代金の残金の納付を納付期限までに確認できなかった場合は、原則として、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還できませんのでご了承ください。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違い等が発生した場合は、落札者の決定が取り消される場合があります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転せず、落札者が納付した入札保証金は原則返還できませんのでご注意ください。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

落札者決定後に、落札者に対し電子メール等により契約締結に関する案内を行い、富士河口湖町と落札者との間で売買契約を締結します。契約の際には富士河口湖町より契約書を送付しますので、落札者は内容をご確認の上、必要事項を記入・押印、必要に応じて収入印紙を貼付し、富士河口湖町に返送してください。なお、参加申込時に「印鑑登録証明書」を提出していない場合は、契約書に添えてご提出ください。

(2) 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

(3) 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還できませんのでご注意ください。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、指定された納付期限までに富士河口湖町が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金が納付された時点で、売却財産の所有権が落札者に移転します。納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、原則として事前に納付された契約保証金は没収し、返還できませんのでご注意ください。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、町が売却区分ごとに指定する次のいずれかの方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、納付期限までに富士河口湖町が納付を確認できることが必要になりますのでご注意ください。

- ① 富士河口湖町が送付する納付書による納付
- ② 富士河口湖町が指定する口座への銀行振込

5. 入札保証金の返還

落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、参加申込みを行ったものの入札を行わなかった場合についても、入札保証金の返還は入札終了後となります。入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

① クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカード払いにより納付された入札保証金が返還されることとなった場合、クレジットカードから入札保証金の引き落としを行いません。ただし、クレジットカードの引き落としの時期等の関係上、一旦入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に改めて返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

② 銀行振込による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の銀行口座への振込に限ります。また、共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座に限ります。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度期間を要することがありますのでご承知おきください。

第4章 せり売り形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力すること及び入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売り形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売り期間を指します。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でなければ行うことができません。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」又は一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。また、一度行った入札は、入札参加者等の都合による取り消しや変更ができませんのでご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

富士河口湖町は、施行令第167条の4第1項等に規定する一般競争入札に参加することができない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次いで高い価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

2. 落札者の決定等

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、富士河口湖町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上である入札のうち、最高価格で入札した入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した方を落札者として決定します。

(2) せり売り終了の告知

富士河口湖町は、落札者を決定したときは、会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開し、せり売り終了を告知します。

(3) 富士河口湖町から落札者への連絡

入札終了後、富士河口湖町から落札者の登録アドレス宛に、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者の登録アドレス宛に落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

※富士河口湖町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調等の理由により到着しなかったことにより、落札者による売払代金の残金の納付を納付期限までに確認できなかった場合は、原則として、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還できませんのでご了承ください。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違い等が発生した場合は、落札者の決定が取り消される場合があります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転せず、当該落札者が納付した入札保証金は原則返還できませんのでご了承ください。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

落札者決定後に、落札者に対し電子メール等により契約締結に関する案内を行い、富士河口湖町と落札者との間で売買契約を締結します。契約の際には富士河口湖町より契約書を送付しますので、落札者は内容をご確認の上、必要事項を記入・押印、必要に応じて収入印紙貼付し、富士河口湖町に返送してください。なお、参加申込時に「印鑑登録証明書」を提出していない場合は、契約書に添えてご提出ください。

(2) 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

(3) 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還できませんのでご注意ください。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、指定された納付期限までに富士河口湖町が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金が納付された時点で、売却財産の所有権が落札者に移転します。納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、原則として事前に納付された契約保証金は没収し、返還できませんのでご了承ください。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、町が売却区分ごとに指定する次のいずれかの方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、納付期限までに富士河口湖町が納付を確認できることが必要になりますのでご注意ください。

- ① 富士河口湖町が送付する納付書による納付
- ② 富士河口湖町が指定する口座への銀行振込

5. 入札保証金の返還

落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、参加申込みを行ったものの入札を行わなかった場合についても、入札保証金の返還は入札終了後となります。入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

① クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカード払いにより納付された入札保証金が返還されることとなった場合、クレジットカードから入札保証金の引き落としを行いません。ただし、クレジットカードの引き落としの時期等の関係上、一旦入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に改めて返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

② 銀行振込による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の銀行口座への振込に限ります。また、共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座に限ります。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度期間を要することがありますのでご承知おきください。

第5章 売却財産の権利移転及び引渡し

売却財産が自動車及び物品の場合は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状有姿のままで、富士河口湖町が指定する場所において直接引き渡します。指定場所まで来られない場合は、事前に富士河口湖町へご連絡のうえ、落札者の費用負担により対応していただきます。

売却財産が不動産の場合は、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いませんのでご了承ください。

1. 権利移転の時期

売却財産の所有権は、売払代金の残金を全額納付したときに富士河口湖町から落札者に移転します。

2. 権利移転の手続き

(1) 不動産の場合

- ① 売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて富士河口湖町が不動産登記簿上の権利移転を行いますので、富士河口湖町のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、添付書類を添えて売払代金の残金納付後14日以内に提出してください。

【提出が必要な書類等】

- ・所有権移転登記請求書
 - ・登録免許税相当分の収入印紙 又は 登録免許税を納付したことを証する領収証書
- ② 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、財産の持分割合を記載した書類を、移転登記前に任意の書式にてご提出ください。
 - ③ 所有権移転の登記が完了するまで所有権移転登記請求書提出後2週間程度の期間を要することがありますので、事前にご承知おきください。

(2) 自動車の場合

- ① 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。
- ② 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできませんのでご注意ください。
- ③ 落札後、契約を締結した時点で、売却財産にかかる危険負担は落札者に移転します。契約締結後に発生した財産の破損、焼失など富士河口湖町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、富士河口湖町に対して売払代金の減額を請求することはできません。なお、売却財産の所有権は落札代金の残金を納付した時点で落札者に移転します。

- ④ 落札された公有財産の保管を富士河口湖町に求める場合は、富士河口湖町ホームページから「保管依頼書」の様式を取得し、記入・押印のうえ提出してください。なお、保管費用が生じる場合は落札者の負担となります。

3. 権利移転に伴う費用

(1) 不動産の場合

- ① 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。
- ② 所有権移転の登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となりますので、所有権移転登記請求書と併せてご提出ください。

(2) 自動車の場合

権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙、自動車税環境性能割等）は落札者の負担となります。

第6章 注意事項

1. 売却システムの不具合による中止

売却システムに不具合等が生じたことにより、次のいずれかの状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

(1) 公有財産売却の参加申込み期間中

- ① 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合
- ② 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ③ 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合
- ④ 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

- ① 入札の受付が開始されない場合
- ② 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ③ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

- ① 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札できない場合
- ② くじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ③ せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2. 公有財産売却の中止と入札保証金の返還

申込み開始後に上記1に該当する状態となった場合及びその他やむを得ない理由により公有財産売却を中止することがあります。その際は、入札保証金を全額返還します。

3. 公有財産売却の参加を希望する方、公有財産売却の参加申込者及び入札者等（以下「入札者等」という。）にかかる損害に関する事項については以下のとおりです。

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者等に損害が生じた場合、富士河口湖町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合等により、入札者等に損害が生じた場合、富士河口湖町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者等の使用する機器及び使用するネットワーク等の不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、富士河口湖町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者等が使用する機器及びネットワーク等に不備、不調等が生じたことにより入札者等に損害が生じた場合、富士河口湖町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者等が入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができない等の事態が発生した場合に、それに起因して入札者等に生じた損害について、富士河口湖町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者等の発信若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変等を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となる等の被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、富士河口湖町は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者が、自身のログインID及びパスワード等を紛失若しくはログインID及びパスワード等が第三者に漏えいして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず富士河口湖町は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に表示された期間となります。ただし、システムメンテナンス等の期間を除きます。

5. リンクの制限等

富士河口湖町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、富士河口湖町物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、富士河口湖町が公開している情報（文章、写真、図面等）について、富士河口湖町に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格等の金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。なお、売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第1 第2水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格）X0208をいいます。）であるため、不動産登記簿上の表示と異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

8. 富士河口湖町インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

富士河口湖町は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができます。なお、改正を行った場合には、富士河口湖町は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

9. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、富士河口湖町が掲載したものでない情報については、富士河口湖町インターネット公有財産売却に関する情報ではありませんのでご注意ください。